

旅先での事故やケガ、アクシデントを補償

旅行傷害保険

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

心ゆくまで旅を満喫していただきたいから、旅先での事故やケガなど旅先のトラブルも万全サポート。ご旅行の際、旅行代金を本カードでお支払いいただくと旅行傷害保険が付帯されます。

※カードがお手元に届いた日の翌日以降出発のご旅行より、適用になります。

●たとえば海外旅行中に…



ケガで死亡または後遺障害に

傷害による死亡・後遺障害
最大 **1,000万円**



ケガを してしまった

傷害による治療費用
最大 **100万円**



山登り中に 遭難してしまった

救援者費用
最大 **100万円**



現地で病気に

疾病による治療費用
最大 **100万円**



お店の商品を こわしてしまった

賠償責任
最大 **1,000万円**

●たとえば国内旅行中に…

- 乗っていた交通機関の事故に巻き込まれて、万が一死亡した場合
- 宿泊先のホテルで火災があり、後遺障害をおった場合



死亡・後遺障害
最大 **1,000万円**

旅行傷害保険被保険者証について

被保険者証番号	本カード会員番号
被保険者	本カード会員（本人会員・家族会員（※1））
補償期間	本カード会員である期間 海外旅行の場合、カード会員資格期間内に開始された旅行期間中をいいます。ただし、会員の旅行期間（※2）が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していないときは、90日目の午後12時に終わります。

※1 法人カードの場合は、使用者会員を指します。

※2 「旅行期間」とは、会員が海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

1.補償内容

海外旅行傷害保険（利用付帯）	
傷害による死亡・後遺障害	最高1,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	最高1,000万円
救援者費用	100万円限度
国内旅行傷害保険（利用付帯）	
死亡・後遺障害 ①公共交通乗用具*搭乗中の傷害事故 ②宿泊施設での宿泊中の火災、爆発による傷害事故 ③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	最高1,000万円

*「公共交通乗用具」とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶などをいいます。

※他のクレジットカード（他社分を含む）を複数枚保有し、複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金の支払い限度額は、保有カードのうちもっとも高い保険金額となります。

※海外保険サービスにつきましては、会員として登録された翌日から被保険者となりますので、その前に出発した旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。

2.海外旅行傷害保険の概要

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金・費用	保険金額
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日からその日を含めて180日以内に ●死亡されたとき ●身体の一部を失い、または後遺障害が生じたとき	死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害保険金額の3%～100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 1,000万円 後遺障害の場合 程度により 30万円～ 1,000万円
	治療費用	責任期間中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けられたとき	治療に要した次の費用のうち、 現実に支出された金額 ●医療の診察費、処置費、および手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院費 ●病院までの緊急移送費 ●旅行行程復帰費・帰国費(入院のため旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程へ復帰するための費用または直接帰国する費用) ●通訳雇入費 ●通院のための交通費 ●入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)および国際電話料等通信費(合算で20万円限度) ●義手・義足の修理費(傷害の場合のみ) ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、100万円を限度とします。	100万円限度
	疾病	被保険者が責任期間中に病気になり、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき	●義手・義足の修理費(傷害の場合のみ) ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、100万円を限度とします。	100万円限度
	賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のものをこわしたりして、法律上の賠償責任を生じたとき	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急費用 ●訴訟費用	1,000万円
救	援	責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をされた場合 ③病气により死亡された場合 ④発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院をされた場合	●捜索救助費用 ●現地との航空運賃等交通費(救援者3名限度) ●現地でのホテル客室料(救援者3名、1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遺体処理費用(100万円限度) ●渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ※「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。	100万円限度

※「責任期間」とは、カード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は90日目の午後12時に終わります。

3.国内旅行傷害保険の概要

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金額
傷害	死亡・後遺障害	被保険者が、 ①公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、被保険者が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を本カードにより支払った場合 ②ご予約の上、本カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故に遭われた場合 ③本カードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の事故によって傷害をうけられた場合 上記①～③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき	死亡の場合 死亡・後遺障害 保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害 保険金額の3%～100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 1,000万円 後遺障害の場合 程度により 30万円～ 1,000万円
	治療費用			

4.保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行のみ

- 〈疾病・救援者費用〉
- 被保険者、保険金受取人などの故意
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
 - 被保険者の妊娠・出産・流産
 - 戦争、その他の変乱
 - 歯科疾病
 - など
- 〈賠償責任〉
- 被保険者などの故意
 - 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
 - 被保険者の親族に対する事故
 - 自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用または管理に起因する事故
 - など
- 〈携行品損害〉
- 被保険者、保険金受取人などの故意
 - 携行品の瑕疵(かし)または自然の消耗
 - 携行品の置忘れまたは紛失
 - 差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
 - など
- 次のような携行品に生じた損害には保険金をお支払いいたしません。
- 現金、小切手、その他の有価証券(ただし、乗車券・航空券・宿泊券は、5万円を限度にお支払いします)
 - パスポート(ただし、再取得にかかる費用を5万円を限度にお支払いします)、クレジットカード、運転免許証、定期券
 - 帳簿、図面等
 - コット、ボート、自動車、オートバイ
 - 登山用具、探検用具
 - 入歯・コンタクトレンズ
 - 動物、植物
 - 危険なスポーツ中のその運動用具
 - など

海外旅行・国内旅行共通

- 傷害
- 被保険者、保険金受取人などの故意
 - 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
 - 戦争、その他の変乱
 - 他覚症状のないむちうち症、腰痛
 - 危険なスポーツ(例えば、登山)中の事故
 - 無資格運転、酒酔い運転
 - など
- ※国内の場合は地震・噴火・津波によるケガはお支払いできません。
- ※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

5.保険金請求について

海外・国内旅行中の事故の場合

事故の日から30日以内に事故発生 の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン日本興亜(株)へ直接ご連絡ください。

海外旅行中の事故の場合

下表の「現地でしか手配できない書類」を忘れずにお持ち帰りのうえ、ご請求ください。

		治療費用 (傷害・ 疾病)	死亡 (傷害)	後遺障害	救援者 費用	賠償責任	
						対人	対物
保険金請求書		●	●	●	●	●	●
eチケット(コピー)		●	●	●	●	●	●
現 地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	●				●	
	治療費の明細書 および領収書	●				●	
	死亡診断書 または死体検案書 (死亡地のもの)		●				
	事故証明書		○		○	○	○
	支出を証明する書類				●		
	示談書・示談金領収書					●	●
	損害額(修理費など) を証明する書類						●
除籍謄本			●				
委任状・戸籍謄本			○				
後遺障害診断書				●			
その他の書類		○	○	○	○	○	○

●印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

※上記各書類のうち、eチケット以外はコピーしたものでは認められません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

旅行傷害保険に関するお問い合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 9:00～17:00(土日祝休)

海外旅行傷害保険に関して

本店専門保険金サービス部
海外旅行保険金サービス第二課

TEL 03-5913-3869

国内旅行傷害保険に関して

本店企業保険金サービス部
本店火災新種保険金サービス第二課

TEL 03-5913-3773

その他の保険内容に関して

金融法人第二部
営業第二課

TEL 03-3349-4829

カードで購入した商品の事故を補償

 ショッピングガーディアン保険 (海外／国内)

引受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社

海外・国内を問わず本カードで購入された商品について、破損・盗難などの損害を補償いたします。

保険金請求者	本カード会員(本人会員・家族会員(※))
補償を受けられる方および保険金を請求できる方	補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。

※法人カードの場合は、使用者会員を指します。

1.補償内容

年間保険限度額	会員1名につき保険期間中の総支払限度額は100万円
自己負担額(免責金額)	1回の事故につき 3,000円
お支払いする保険金の額	本カード利用額(修理が可能な場合はカード利用額を限度とした修理金額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。 *損害を補償する他の保険がある場合、他保険契約からの支払保険金と合算で損害額を限度としてお支払いいたします。 *購入代金の一部を本カードを利用して支払われた場合、購入代金全額に対する本カードの利用額に応じて、保険金を削減してお支払いいたします。

2.概要

お支払いする場合
保険期間内に本カード会員が 本カードを利用して購入した物品 (ただし、下記の物品は除く)で、購入日(配送等による場合は物品の受取日)からその日を含めて 90日以内 に破損・盗難・火災等の偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。
補償の対象とならない主な物品
会員が本カードを利用して購入した物品であっても次にあげるものは補償の対象となりません。 ●船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ●動物および植物 ●現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットならびに金券類 ●稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの ●携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ●食料品 ●会員が従事する職業上の商品となるもの * 上記は概要の記載となります。詳しくは引受保険会社にご確認ください。

3.保険金をお支払いできない主な場合

- 会員または保険金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害
- 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質による錆(さび)、黴(かび)、蒸れ(むれ)、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害
- 補償の対象となる物品の瑕疵(かし)に起因する損害
- 補償の対象となる物品に生じた汚損、擦損、塗料のはがれ等の単なる外観の損傷であって、当該物品の機能に直接関係のない損害
- 戦争、暴動その他の事変に起因する損害
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
- 置忘れまたは紛失**に起因する損害
- 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
- 詐欺または横領に起因する損害
- 物品の誤った使用に起因する損害
- 電氣的または機械的の事故による損害
- 補償の対象となる物品の受取前の損害および別送品
- 会員規約違反により購入した物品の損害

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

4.保険金請求について

事故の日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下、損保ジャパン日本興亜といいます。)へ直接ご連絡ください。

- (1) 損保ジャパン日本興亜より送付される「保険金請求書」に必要事項を記入のうえ署名し、以下記載の損害を立証するため必要な書類※を添えて、損保ジャパン日本興亜に遅滞なくご送付ください。

※売上票、領収証、罹災証明、盗難届出証明書、修理費見積書など

- (2) 損保ジャパン日本興亜は、必要に応じて、損害を受けた物品を損保ジャパン日本興亜の指定する場所にお送りいただくよう依頼することがあります。

ショッピングガーディアン保険に関するお問い合わせ、事故のご連絡先

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 9:00～17:00(土日祝休)

事故および保険金請求に関して

事故および保険金請求以外に関して

本店企業保険金サービス部
本店火災新種保険金サービス第二課

TEL 03-5913-3773

金融法人第二部
営業第二課

TEL 03-3349-4829